

令和6年度定期監査等の結果に対する措置状況（未措置であるもの）

指摘事項又は意見・要望事項

No.1 定期監査

○観光スポーツ部

(1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

① 大雪アリーナ附属設備使用料について、算定過程において定めのない端数処理を行っていたことにより、1件10円の過少徴収のものがあつた。

No.1 定期監査

○市立旭川病院事務局

(意見・要望事項)

① 契約に係る事務において、予定価格書に旭川市病院事業管理者の職名が漏れているもの、契約書の相手方氏名の表記が誤っているもの、賃貸借契約の見積合せの結果について、ホームページに掲載していないもの等が散見されたことから、契約に係る事務の適正な執行の必要性を再認識するとともに、事務のチェック体制の強化徹底を図られたい。

No.1 財政援助団体監査

○観光スポーツ部(旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会)

(意見・要望事項)

(1) 団体に関する事項

① 事務処理の発議について、当団体の事務局規程では定例の事項や軽易な事案以外は起案文書を用いることとされているが、合宿事業等の実施に当たり、帳票による処理に留まるものが多く見受けられたため、規程等の見直しも含め、事業の実施内容やそれに伴う事務の根拠を明確にするよう努められたい。

No.1 財政援助団体監査

○観光スポーツ部(旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会)

(意見・要望事項)

(2) 所管部局に関する事項

① 団体からの事業実績報告書について、事業内容に係る具体的な記載が少ないことから、負担金の目的であるスポーツ競技人口の増加、競技力の向上及び地域の活性化への効果をより把握しやすいものとなるよう、報告内容の充実を指導されたい。